

⑦介護保険サービスの利用者負担額が変わりました

平成 26 年 4 月からの消費税率改正に伴い、介護保険の利用者負担額(1 割の自己負担) が変更になりました。サービスによって上乗せ率は異なりますが、全体で 0.63%の上乗せになります。

また、主な在宅サービスでは、1 か月に利用できる上限額(支給限度額) が決められています。報酬改定によって利用者負担が引き上げられたため、今までと同じサービスを利用していても上限額を超えてしまう場合が出てくることから、利用者の負担が増えないように、支給限度額も引き上げられました。詳しくはお問い合わせください。

問 高齢福祉課(内線 171)
 笠間支所福祉課(内線 72133)
 岩間支所福祉課(内線 73172)

⑧笠間市不妊治療費補助事業の制度改正について

平成 26 年 4 月 1 日から国の制度改正に合わせて、笠間市の不妊治療費補助制度を一部改正し、年齢に応じた補助回数に変更します。平成 26・27 年度は移行措置がとられ、新制度は平成 28 年度から施行されます。

改正内容

平成 26 年 3 月 31 日まで 【現行制度】	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 【新制度への移行措置】	平成 28 年 4 月 1 日から 【新制度】
<ul style="list-style-type: none"> ・1 年度あたり 2 回まで ・通算 5 年間 ・通算 10 回まで ・年齢制限なし 	<p>①平成 26 年 4 月 1 日以降に初めて補助を受ける方</p> <p>39 歳以下の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通算 6 回まで ・年間回数制限なし <p>40 歳以上の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初年度 3 回まで ・2 年度目以降 2 回まで <p>②平成 25 年度までに補助を受けている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度を適用 ・2 年度目以降は年 2 回まで ・通算 5 年間 ・通算 10 回まで ・年齢制限なし 	<p>39 歳以下の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通算 6 回まで ・年間回数制限なし <p>40～42 歳の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通算 3 回まで ・年間回数制限なし <p>※43 歳以上の方は補助対象外となります。</p>
補助限度額については、1 回の治療につき 10 万円を限度とし、経費が補助金の額に満たないときは、当該経費の額になります。		

※年齢は、補助制度における治療開始日時点の年齢となります。

問 健康増進課(内線 592)



⑨児童扶養手当を受給している皆さんへ

茨城県では、児童扶養手当を受給されている皆さんの就労を支援するため、「母子自立支援プログラム策定事業」を実施しています。

対象 水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村のいずれかにお住まいの方

支援の流れ

①就労相談(窓口・電話)
 母子自立支援プログラム策定員・母子自立支援員が、生活や子育ての状況、自立・就労の妨げになっている要因を伺います。

②情報提供・アドバイス
 自立目標や支援内容(プログラム)をつくり、必要な情報提供やアドバイスをを行います。

※必要に応じて、策定員がハローワークと共同で更なる就労支援を行います。

問 福祉相談センター地域福祉課
 TEL 029-226-1513
 水戸市三の丸 1-5-38

⑩訪問カットサービスを実施します

理容師・美容師を各家庭に派遣する訪問カットサービス(共同募金配分金事業)です。

実施月	申込期限
6 月	5 月 21 日(水)
9 月	8 月 20 日(水)
12 月	11 月 5 日(水)
平成 27 年 3 月	平成 27 年 2 月 18 日(水)

対象
 市内在住で、お店での理容・美容サービスを利用する事が困難な在宅の身体障がい者(児)および寝たきりの高齢者の方(身体障害者手帳で 2 級以上の方、介護保険認定で要介護 3 以上の方)

内容 原則として頭髪のカットのみ

利用料金 1 人 1 回: 1,000 円

申込方法 社会福祉協議会各支所窓口においてある申請書に記入のうえ、窓口でお申し込みください。

※現在ご利用中の方の申請は不要です。

申・問 社会福祉協議会本所・友部支所
 TEL 0296-77-0730
 笠間支所 TEL 0296-73-0084
 岩間支所 TEL 0299-45-7889

⑪大雪等により農業用ハウス等に被害を受けた農業者の方へ

平成 26 年 2 月 8 日・9 日の暴風雪および大雪、並びに 2 月 14 日・15 日の大雪および大雨により農業用ハウス等に被害を受けた農業者に対し、農業用ハウス等の再建・修繕等への助成を実施します。助成内容等については現在、調整中ですが、助成対象件数を把握するため、助成を希望される方で、これまで相談をされていない農業者の方は、4 月 25 日(金)までに農政課にご相談ください。

補助対象者 農作物を販売し、確定申告等をされている被災農業者で、今後も農業経営を行う方

補助内容

- (1) 撤去費用: 被災し、撤去に要した面積に応じて補助されます。
- (2) 修繕または再建費用: 撤去した農業用ハウスと同程度の修繕または再建する費用を助成します。

必要資料

- (1) 施設の被害状況がわかる写真や書類
- (2) すでに撤去を行っている場合は、次の①～③が必要となります。
 - ①撤去作業等を行っている写真
 - ②撤去作業を行った方、日付、費用等がわかるもの
 - ③撤去作業を委託した場合の発注書、納品書、請求書等

※国から提示される助成内容によっては、ご相談いただいても対象とならない場合があります。また、事業が完了し、すでに代金が支払われている場合は、補助対象となりません。

申・問 農政課(内線 543)